平成２１年（フ）第２２４号
青森県弘前市大字小友字神原442番地３
債務者　成田ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２４８号
青森県弘前市大字田園４丁目11番地19
債務者　工藤こずえ
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２５５号
青森県弘前市大字桔梗野２丁目８番地10　黎明荘12号
債務者　佐々木邦雄
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２０４号
神奈川県横須賀市二葉２丁目14番Ｅ―201号
債務者　濁川　智之
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２１１号
神奈川県横須賀市佐野町３丁目２番地
債務者　金城榮美こと　高　　榮美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２２１号
神奈川県横須賀市佐野町４丁目21番地　エステートピアＫ101
債務者　伊藤千恵子（旧姓丸山）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２３０号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田504番地イ和光202
債務者　山崎千賀子（旧姓長島）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２３４号
神奈川県横須賀市大矢部４丁目28番10号
債務者　渡邊　裕美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２０１６号
名古屋市中区千代田２丁目22番11号　ダイアパレス鶴舞公園西402号
債務者　金森　里子（旧姓木田）
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７８号
長崎県雲仙市国見町神代丁483番地
債務者　佐藤　純一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月20日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
山口県防府市東三田尻１丁目３番11号　パステル香606号
債務者　藤本　清一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８８号
山口市宮野下26番地
債務者　甲田　和子
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９３号
山口県防府市大字牟礼1010番地　市住16棟5499号
債務者　田坂めぐみ
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
山口市米屋町２番28―401号　酒井ビル
債務者　松重　健次
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１００９号
仙台市若林区上飯田１丁目５番31号　ペガサスハイツ205
債務者　鈴木　直子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９２号
仙台市青葉区折立６丁目９番６号　折立コーポ102
債務者　佐久間勝秋（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１１９４号
仙台市宮城野区福室５丁目23番11―403号
債務者　大平　智子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１２０２号
仙台市宮城野区榴岡３丁目８番18号　大沼アパート101
債務者　小室　　圭
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係